

2027 年国際園芸博覧会和歌山県催事実施計画策定等業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要項

1 目的

本業務は、2027 年国際園芸博覧会（以下「博覧会」という。）において、国内外へ本県の魅力を効果的に発信し来県者増加を促すため、和歌山県の特産品、観光地、伝統文化や芸能、熊野白浜リゾート空港の利用に係る PR を行う催事内容や進行方法を盛り込んだ実施計画を策定し、また、催事実施に向けた準備業務等を行うことを目的とする。

この業務の委託先の選定にあたり、公募型プロポーザル方式による企画提案（以下「プロポーザル」という。）により、最も優れた業務遂行能力を有し、最適と判断される事業者を選定するために必要な事項を定める。

2 概要

（１）委託業務名

2027 年国際園芸博覧会和歌山県催事実施計画策定等業務

（２）業務内容

別添仕様書のとおり

（３）見積限度額

4,000 千円（消費税及び地方消費税含む）

（４）委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（５）本業務の委託

本業務に係る委託契約は、原則として最優秀提案者として選定された者と契約締結に向けて協議を行い、業務仕様書の内容を確定し、見積書を徴して締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更協議を含むものとする。協議が不調の場合は、次点の者から順に契約締結の協議を行う。

（６）2027 年国際園芸博覧会和歌山県催事運営業務について

ア 令和 9 年度における 2027 年国際園芸博覧会和歌山県催事運営業務（仮）（以下「運営業務」という。）については、令和 9 年度予算の執行が可能となった時点で、本業務受託者と委託契約の締結を予定している。ただし、運営業務は令和 9 年度和歌山県一般会計予算の成立を前提とするものであり、和歌山県議会において当該予算が議決されない場合は、委託契約を締結しない。

イ 本業務において県の指示に従わない等、不誠実な対応があり、県において本業務受託者と運営業務の委託契約を締結することが不適切と判断された場合は、委託契約を締結しない。この場合、本業務において実施する事前手配及び出演調整等の準備業務の状況については、県都市政策課立会いのもとで引継ぎ事業者の説明すること。その際、本業務において作成した記録映像、資料写真等のデータについても一式として提供すること。また、各手配先に対しては、事業者が切り替わる旨の連絡を徹底することとし、円滑な引継ぎに協力すること。

3 参加資格に関する事項

当該事業を的確に遂行できる能力を有する団体であり、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続きの申立がなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。
- (6) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (7) 国税及び都道府県税の滞納がない者であること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。
- (10) 過去 5 年間に本業務に類似する事業実績を有していること。（類似する事業実績とは、地域の文化または製品の PR に係るイベントの実施計画策定・運営実績を指す）

4 スケジュール

募集開始	令和 8 年 10 月 26 日（月）
募集要項等に関する質問申出書の提出締切	令和 8 年 11 月 5 日（木）
質問回答期限	令和 8 年 11 月 12 日（木）
参加表明書の提出締切	令和 8 年 11 月 19 日（木）
企画提案書の提出締切	令和 8 年 11 月 26 日（木）
選定委員会（プレゼンテーション）	令和 8 年 11 月末～12 月上旬予定 ※詳細は参加表明者に別途通知します。
審査結果の通知	選定委員会の翌日以降速やかに行います。

5 募集要項等に関する質問

募集要項等に関する質問については質問申出書（様式1）を期限までに提出すること。

（1）受付期限

令和8年11月5日（木）17時まで

（2）受付時間等

土日・祝日を除く日の9時から17時45分までの間（最終日にあつては17時まで）

（3）提出方法

書面又は電子メールにより提出すること。

提出先は11に示すとおり

（5）回答

質問に対する回答については、令和8年11月12日（木）までに質問者に対しFAX又は電子メールにより連絡するほか、必要に応じて、和歌山県都市政策課ホームページ上に掲載する。

なお、企画提案書の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの企画提案書等の提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあるため受け付けない。

6 プロポーザル応募表明書の提出

本プロポーザルに応募する意思のある事業者については、プロポーザル応募表明書（様式2）を期限までに提出すること。コンソーシアム等での参加の場合は（様式2-2）を提出すること。なお、複数のコンソーシアム等に所属することはできない。また、コンソーシアム等に所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。

（1）提出期限

令和8年11月19日（木）

（2）提出時間等

土日・祝日を除く日の9時から17時45分までの間（最終日にあつては17時まで）

（3）提出先

11に示すとおり

（4）提出方法

電子メールにより上記の受付期限及び受付時間内必着にて提出すること。

（5）その他

応募表明後に、応募を辞退する場合は、プロポーザル応募辞退届（様式3）を提出すること。提出方法及び提出先は応募表明書と同様とする。

7 企画提案書等の提出

（1）プロポーザル参加事業者は、次に掲げる書類を期限までに提出すること。コンソーシアム等による申請の場合は、⑦～⑫の書類について、構成員ごとに作成し、代表者が取りまとめて提出すること。

ただし、企画提案書等の提出日において、「和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱」第3条に定める入札参加資格を有する者は、「和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出すれば、書類⑦～⑫の提出を省略することができる。

また、県が必要と認める場合は追加資料を求める場合がある。

①企画提案申請書（様式4） 1部

②企画提案書（任意様式、表紙を含めず両面印刷20頁以内） 正本1部・副本3部

※副本には住所や会社名等、企画提案者が特定される情報は記載しないこと。

③見積書（任意様式） 正本1部・副本3部

④業務実績調書（様式5） 正本1部・副本3部

⑤提案者の概要書（様式6） 1部

※なお、コンソーシアム等による申請の場合は、構成員全員の提案者概要書に加え、「コンソーシアム等構成員表（様式6-2）」も提出すること。

⑥誓約書（様式7） 1部

⑦役員等に関する調書（様式8） 1部

⑧直前1事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類 1部

⑨法人にあっては定款又は寄付行為の写し及び法人登記事項証明書、個人にあっては住民票 1部

⑩法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書（発行後3ヶ月以内のもの） 1部

⑪和歌山県税（法人税又は個人事業税、法人県民税、自動車税等）に未納がない旨の証明書（発行後3ヶ月以内のもの） 1部

⑫コンソーシアム等による申請の場合、構成員全員が締結した協定書の写し 1部

（2）提出期限

令和8年11月26日（木）

（3）提出時間等

土日・祝日を除く日の9時から17時45分までの間

（最終日にあっては17時00分まで）

（4）提出場所

11に示すとおり。

（5）提出方法

持参又は郵送（FAX不可）により上記の受付期限及び受付時間内必着にて提出すること。なお、郵送の場合は、県へ電話連絡し受領確認を行うこと。また、②～④は電子メールでも提出すること。ファイルサイズが6MBを超える場合は受信できないので、大容量ファイル送受信サービスのURL送付を提出先にメールで依頼すること。

8 企画提案に際しての注意事項

- (1) 企画提案書はA4判（横書き推奨）、左綴じ、オールカラー、両面印刷で作成すること。なお、20頁以内（表紙を含まない）を厳守すること。
- (2) 提案内容は、別添仕様書に基づいて作成すること。
- (3) 企画提案書には、少なくとも次の事項を含むこと。なお、次の事項は、和歌山県が実施イメージとして例示するものであり、同等以上の効果が期待できる手法であれば、提案者からの独自のアプローチの提案を妨げるものではない。
 - ア 企画提案の概要
 - イ 業務実施体制・スケジュール※詳細は別紙仕様書を参照
- (4) 見積書には、積算項目ごとの内訳書を添付し、積算内容が詳しくわかるようにすること。
- (5) 見積書は、消費税及び地方消費税を含む額とし、当該消費税及び地方消費税の額を明記すること。
- (6) 見積書の宛名は、「和歌山県知事」とすること。
- (7) 企画提案書等の作成、提出、選定委員会への出席など企画提案に要する経費については、全て提案者の負担とする。
- (8) 提出された書類は、必要な範囲において複製することがある。
- (9) 一度提出した企画提案書は、企画提案書提出期限以降においてこれを書換え、引換え又は撤回することができないものとする。

9 審査に係る事項

(1) 審査方法

審査は、県が別に定める委員により組織された「和歌山県県土整備部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、提案者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性・透明性の確保に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を審査・採点し、審議の上、契約候補者を選定する。

(2) 選定委員会

ア 開催日時：令和8年11月末～12月上旬予定※詳細は応募表明者に別途通知

イ 開催方法：対面形式（実地）

実施場所は和歌山県庁近辺の会場を予定しており、場所については応募表明者に別途通知する。

ウ 企画提案の所要時間：各参加者30分以内

（プレゼンテーション20分以内、質疑約10分）

エ 注意事項

- ・選定委員会への参加人数は、1提案者当たり3名までとする。
- ・プレゼンテーションはあらかじめ提出した企画提案書に基づいて実施することとし、追加資料は認めない。

- ・プレゼンテーションは匿名で行うものとし、県都市政策課よりプロポーザル参加者あて、あらかじめ通知する名称（A社、B社等）を使用すること。また、会場入室時にも会社名等が特定される名札や社員記章等は、あらかじめ外しておくこと。
- ・プレゼンテーション会場にパソコンを持参してプレゼンテーションを実施することも可とする。使用するプロジェクター又はモニター及びHDMIケーブルについては、県都市政策課が設置する。
- ・提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・指定の時間に遅れた場合は、審査対象としないものとする。

（３）評価方法

提案のあった事業内容について、別紙評価基準に基づき審査、採点し、予算の範囲内において契約候補者を選定する。なお、選定委員会において必要と認める審査項目を追加する場合がある。

（４）契約候補者の選定

- ①提出書類及び応募者によるプレゼンテーション内容により審査を行い、選定委員が評価、採点し、各選定委員の評価点数の合計が満点の６割以上である企画提案を行ったもののうち、最高評価点の応募者１者を委託候補者とする。
- ②最高点の者が複数いる場合は、次の方法で選定する。
 - ア 提案金額の最も安価な応募者を委託候補者とする。
 - イ アで同額であった場合は、別紙評価基準「２ 催事企画・プロデュース力」の得点が最も高い提案を採用する。
 - ウ イで同点であった場合は、選定委員会の審議で選定する。
- ③応募者が１者のみの場合、審査結果において各選定委員の評価点数の合計が満点の６割以上に達していれば、当該応募者を委託候補者とする。
- ④選定委員の２人以上が「E（劣っている）」の評価をした審査項目があった場合は、原則、選定の対象としない。

（５）審査結果の公表方法及び内容

審査結果は、選定委員会の翌日以降に県都市政策課のホームページにて次の内容を公表する。

- ア 契約候補者の名称及び評価点
- イ 次点以下の参加者の評価点（提案者名は併記しない）

10 失格の条件

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- （１）「３ 参加資格に関する事項」に掲げる参加資格を満たさない場合
- （２）企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- （３）企画提案書作成のための仕様書等を示された条件に適合しない場合
- （４）企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- （５）企画提案書に記載すべき内容以外の内容が記載されている場合

(6) 提案者に次の行為があった場合

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者等選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ 複数の提案書等を提出すること。
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

11 書類等の提出先及び問合せ先

和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課

TEL : 073-441-3230 (直通)

FAX : 073-441-3232

Mail : e0809001@pref.wakayama.lg.jp

担当 : 廣畑、菊本、中元